

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

52

### 告示

- 指定管理者の指定（二件）……………
- ………（スポーツ推進本部スポーツ施設部経営企画課）…一
- 指定管理者の指定（二件）……………
- ………（環境局自然環境部緑環境課）…一
- 指定管理者の指定（八件）……………
- ………（福祉局子供・子育て支援部育成支援課
- ………障害者施策推進部施設サービス支援課・療育課）…二
- 指定管理者の指定……………
- ………（保健医療局医療政策部医療政策課）…三
- 指定管理者の指定（三件）……………（産業
- ………労働局商工部経営支援課・雇用就業部就業推進課）…三
- 指定管理者の指定（九件）……………
- ………（建設局道路管理部管理課・公園緑地部管理課）…四
- 指定管理者の指定（九件）……………
- ………（港湾局港湾経営部経
- ………営課・臨海開発部海上公園課・離島港湾部管理課）…七

### 告示

●東京都告示第四百十九号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地  
 大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場 東京都品川区八潮四丁目一番十九号及び大田区東海一丁目二番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
 海上公園南部みらいパートナーズ 東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

三 指定の期間  
 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地  
 （一）東京都障害者総合スポーツセンター 東京都北区十条台一丁目二番二号

（二）東京都多摩障害者スポーツセンター 東京都国立市富士見台二丁目一番地一

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 東京都新宿区神楽河岸一番一号

三 指定の期間  
 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十一号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地  
 東京都立大島公園海のふるさと村 東京都大島町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
 東海汽船株式会社 東京都港区海岸一丁目十六番一号

三 指定の期間  
 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十二号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立大島公園動物園 東京都大島町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京動物園協会 東京都台東区池之端二丁目九番七号

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都船形学園 千葉県館山市船形千三百七十七番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都八街学園 千葉県八街市八街に百五十一番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都勝山学園 千葉県安房郡鋸南町下佐久間千四百六十九番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

一 公の施設の名称及び所在地

東京都片瀬学園 神奈川県藤沢市片瀬四丁目九番三八号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都七生福祉園 東京都日野市程久保八百四十三番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都八王子福祉園 東京都八王子市西寺方町七十六番地

二

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三

指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都千葉福祉園 千葉県袖ヶ浦市代宿八番地

二

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

三

指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立東大和療育センター 東京都東大和市桜が丘三丁目四十四番地の十

二

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会 東京都世田谷区三宿二丁目三十番九号

三

指定の期間

令和八年四月一日から令和十八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立心身障害者口腔保健センター 東京都新宿区神楽河岸一番一号

二

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人東京都歯科医師会 東京都千代田区九段北四丁目一番二十号

三

指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立産業貿易 東京都港区海岸一丁目七番一号センター浜松町館

(二) 東京都立産業貿易 東京都台東区花川戸二丁目六番センター台東館 五号

二

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都千代田区神田佐久間町一丁目九番地

三

指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立多摩産業交流センター 東京都八王子市明神町三丁目十九番二号

二

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

多摩産業交流センター指定管理共同企業体 東京都千

代田区霞が関一丁目四番二号 日本コンベンションサー  
ビス株式会社内

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十  
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる  
者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都しごとセンター 東京都千代田区飯田橋三丁目  
十番三号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京しごと財団 東京都千代田区飯田橋

三丁目十番三号

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十  
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる  
者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都八重洲駐車場 東京都中央区日本橋三丁目及

び同区京橋一丁目地先道路内

(二) 東京都日本橋駐車場 東京都中央区日本橋一丁目、  
同区日本橋二丁目及び同区日本橋三丁目地先道路内

(三) 東京都宝町駐車場 東京都中央区日本橋三丁目、同  
区京橋一丁目、同区京橋二丁目及び同区京橋三丁目地  
先道路内

(四) 東京都新京橋駐車場 東京都中央区京橋三丁目、同  
区銀座一丁目、同区銀座二丁目及び同区銀座三丁目地  
先道路内

(五) 東京都東銀座駐車場 東京都中央区銀座五丁目、同  
区銀座七丁目及び同区銀座八丁目地先道路内

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都道路整備保全公社 東京都新宿区  
西新宿二丁目七番一号

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十  
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる  
者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都板橋四ツ又駐車場 東京都板橋区板橋二丁目地  
先道路内

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都道路整備保全公社 東京都新宿区

西新宿二丁目七番一号

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十  
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる  
者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立東白 東京都墨田区堤通二丁目  
鬚公園

(二) 東京都立木場 東京都江東区木場四丁目、同区木場  
五丁目、同区平野四丁目、同区三好  
四丁目及び同区東陽六丁目

(三) 東京都立砧公 東京都世田谷区砧公園及び同区大蔵  
園 一丁目

(四) 東京都立駒沢 東京都世田谷区駒沢公園、同区駒沢  
オリンピック  
公園 一丁目、目黒区東が丘二丁目及び同  
区八雲五丁目

(五) 東京都立代々 東京都渋谷区代々木神園町及び同区  
木公園 神南二丁目

(六) 東京都立善福 東京都杉並区成田東二丁目、同区成  
田東三丁目、同区成田東四丁目、同  
区成田西一丁目、同区成田西三丁目、  
同区成田西四丁目及び同区荻窪一丁  
目

(七) 東京都立和田 東京都杉並区大宮一丁目、同区大宮  
堀公園 二丁目、同区成田東一丁目、同区成  
田東二丁目、同区成田西一丁目、同  
区堀ノ内一丁目、同区堀ノ内二丁目  
及び同区松ノ木一丁目

(八)	東京都立汐入公園	東京都荒川区南千住八丁目
(九)	東京都立城北中央公園	東京都板橋区桜川一丁目、同区小茂根五丁目、練馬区氷川台一丁目及び同区羽沢三丁目
(十)	東京都立光が丘公園	東京都練馬区光が丘二丁目、同区光が丘四丁目、同区旭町二丁目及び板橋区赤塚新町三丁目
(十一)	東京都立舎人公園	東京都足立区舎人公園、同区西伊興町、同区舎人町、同区入谷町、同区西伊興一丁目、同区西伊興二丁目、同区西伊興三丁目、同区古千谷一丁目、同区古千谷二丁目及び同区皿沼三丁目
(十二)	東京都立水元公園	東京都葛飾区水元公園、同区東金町五丁目、同区東金町八丁目、同区東水元二丁目及び埼玉県三郷市
(十三)	東京都立篠崎公園	東京都江戸川区上篠崎一丁目、同区上篠崎四丁目、同区篠崎町五丁目、同区篠崎町六丁目、同区篠崎町七丁目、同区篠崎町八丁目、同区西篠崎一丁目、同区西篠崎二丁目、同区谷河内二丁目及び同区南篠崎町四丁目
(十四)	東京都立葛西臨海公園	東京都江戸川区臨海町六丁目
(十五)	東京都立武蔵野中央公園	東京都武蔵野市八幡町二丁目及び同市緑町二丁目
(十六)	東京都立府中の森公園	東京都府中市浅間町一丁目、同市緑町二丁目及び同市天神町二丁目
(十七)	東京都立武蔵野の森公園	東京都府中市朝日町三丁目、調布市西町、三鷹市大沢五丁目及び同市大沢六丁目
(十八)	東京都立小金井公園	東京都小金井市桜町三丁目、同市関野町一丁目、同市関野町二丁目、武蔵野市桜堤三丁目、小平市花小金井南町三丁目及び西東京市向台町六丁目

目

(一)	東京都立東村山中央公園	東京都東村山市富士見町五丁目及び同市美住町一丁目
(二)	東京都立東大和南公園	東京都東大和市桜が丘二丁目及び同市桜が丘三丁目
(三)	東京都立秋留台公園	東京都あきる野市二宮及び同市平沢

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十八号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。  
令和八年四月一日

一	公の施設の名称及び所在地	東京都知事 小 池 百合子
(一)	東京都立浜離宮恩賜庭園	東京都中央区浜離宮庭園及び同区銀座八丁目
(二)	東京都立旧芝離宮恩賜庭園	東京都港区海岸一丁目
(三)	東京都立小石川後楽園	東京都文京区後楽一丁目
(四)	東京都立六義園	東京都文京区本駒込六丁目
(五)	東京都立旧岩崎邸庭園	東京都台東区池之端一丁目及び文京区湯島四丁目
(六)	東京都立向島百	東京都墨田区東向島三丁目

花園

(七)	東京都立清澄庭園	東京都江東区清澄二丁目及び同区清澄三丁目
(八)	東京都立旧古河庭園	東京都北区西ヶ原一丁目
(九)	東京都立殿ヶ谷戸庭園	東京都国分寺市南町二丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十九号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。  
令和八年四月一日

一	公の施設の名称及び所在地	東京都知事 小 池 百合子
(一)	東京都立神代植物公園	東京都調布市深大寺元町二丁目、同市深大寺元町五丁目、同市深大寺北町一丁目、同市深大寺北町二丁目、同市深大寺南町四丁目、同市深大寺南町五丁目及び同市深大寺東町一丁目
二	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号
三	指定の期間	令和八年四月一日から令和十八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立潮風公園 東京都品川区東八潮

(二) 東京都立台場公園 東京都港区台場一丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京臨海副都心グループ 東京都江東区青海二丁目五

番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立横網町公園 東京都墨田区横網二丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都慰霊協会 東京都墨田区横網二丁目三番二十五号

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 恩賜上野動物園 東京都台東区上野公園

(二) 東京都立多摩動物園 東京都日野市程久保六丁目、同市程久保七丁目、同市南平八丁目、同市南平九丁目及び同市三沢五丁目

(三) 井の頭自然文化園 東京都武蔵野市御殿山一丁目

(四) 葛西臨海水族園 東京都江戸川区臨海町六丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京動物園協会 東京都台東区池之端二丁目九番七号

三 指定の期間

(一) 恩賜上野動物園 令和八年四月一日から令和十八年三月三十一日まで

(二) 東京都立多摩動物園 同右

(三) 井の頭自然文化園 同右

(四) 葛西臨海水族園 令和八年四月一日から令和十年九月三十日まで

●東京都告示第四百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都多磨霊園 東京都府中市多磨町四丁目及び小金井市前原町一丁目

(二) 東京都八柱霊園 千葉県松戸市田中新田、同市紙敷、同市松飛台、同市河原塚及び同市日暮

(三) 東京都小平霊園 東京都小平市美園町三丁目、東村山町萩山一丁目、同市萩山町五丁目及び東久留米市柳窪三丁目

(四) 東京都八王子霊園 東京都八王子市元八王子町三丁目及び同市川町

(五) 東京都青山霊園 東京都港区南青山二丁目及び同区南青山四丁目

(六) 東京都谷中霊園 東京都台東区谷中七丁目及び同区上野桜木二丁目

(七) 東京都雑司ヶ谷霊園 東京都豊島区南池袋四丁目

(八) 東京都染井霊園 東京都豊島区駒込五丁目及び同区駒込七丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 竹芝客船ターミナル 東京都港区海岸一丁目十二番

一号、同所同番二号、同所十六番一号及び同所同番三号

(二) 竹芝小型船発着所浮 東京都港区海岸一丁目五十八

棧橋 番地先

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京港埠頭・テレポートセンターグループ 東京都江

東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立東京港野鳥公園 東京都大田区東海三丁目及

び同区東海六丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京港野鳥公園グループ 東京都江東区青海二丁目四

番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立若洲海浜公園 東京都江東区若洲三丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

若洲シーサイドパークグループ 東京都江東区青海二

丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立辰巳の森海浜 東京都江東区辰巳二丁目

公園

(二) 東京都立晴海ふ頭公園 東京都中央区晴海五丁目

(三) 東京都立新木場公園 東京都江東区新木場二丁目

(四) 東京都立春海橋公園 東京都中央区晴海二丁目及

び江東区豊洲二丁目

(五) 東京都立辰巳の森緑道 東京都江東区辰巳一丁目及

び同区辰巳二丁目

(六) 東京都立夢の島緑道公 東京都江東区夢の島一丁目、

同区夢の島二丁目及び同区

夢の島三丁目

(七) 東京都立新木場緑道公 東京都江東区新木場四丁目

園 東京都中央区晴海四丁目及

び同区晴海五丁目

(八) 東京都立晴海緑道公園 東京都中央区晴海四丁目及

び同区晴海五丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東部地区公園グループ 東京都江東区青海二丁目四番

二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立大井ふ頭中央 東京都品川区八潮四丁目及

海浜公園 び大田区東海一丁目

(二) 東京都立城南島海浜公 東京都大田区城南島四丁目

園 及び同区城南島五丁目

(三) 東京都立品川北ふ頭公 東京都港区港南五丁目

園

- (四) 東京都立コネタナふ頭公園 東京都品川区八潮二丁目
  - (五) 東京都立みなとが丘ふ頭公園 東京都品川区八潮三丁目
  - (六) 東京都立京浜島つばさ公園 東京都大田区京浜島二丁目
  - (七) 東京都立京浜島ふ頭公園 東京都大田区京浜島二丁目
  - (八) 東京都立城南島ふ頭公園 東京都大田区城南島二丁目
  - (九) 東京都立東海ふ頭公園 東京都大田区東海二丁目
  - (十) 東京都立芝浦南ふ頭公園 東京都港区海岸三丁目
  - (十一) 東京都立東海緑道公園 東京都大田区東海一丁目、同区東海二丁目、同区東海三丁目、同区東海四丁目、同区東海五丁目及び同区東海六丁目
  - (十二) 東京都立京浜運河緑道公園 東京都品川区東品川五丁目、同区八潮一丁目及び同区八潮五丁目
  - (十三) 東京都立大井ふ頭緑道公園 東京都品川区八潮四丁目及び同区八潮五丁目
  - (十四) 東京都立城南島緑道公園 東京都大田区城南島一丁目及び同区城南島二丁目
  - (十五) 東京都立京浜島緑道公園 東京都大田区京浜島一丁目
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
海上公園南部みらいパートナーズ 東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内
- 三 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。  
令和八年四月一日

- 一 公の施設の名称及び所在地  
東京都知事 小池 百合子
- (一) 東京都立お台場海浜公園 東京都港区台場一丁目
- (二) 東京都立有明親水海浜公園 東京都江東区有明一丁目及び同区東雲一丁目
- (三) 東京都立青海中央ふ頭公園 東京都江東区青海四丁目
- (四) 東京都立青海北ふ頭公園 東京都江東区青海二丁目
- (五) 東京都立青海南ふ頭公園 東京都江東区青海二丁目
- (六) 東京都立暁ふ頭公園 東京都江東区青海三丁目及び同区青海四丁目
- (七) 東京都立水の広場公園 東京都江東区青海一丁目、同区青海二丁目及び同区有明三丁目
- (八) 東京都立有明西ふ頭公園 東京都江東区有明三丁目
- (九) 東京都立東八潮緑道公園 東京都品川区東八潮
- (十) 東京都立青海緑道公園 東京都江東区青海四丁目
- (十一) 東京都立シンボルプロムナード公園 東京都港区台場一丁目、同区台場二丁目、江東区青海一丁目、同区青海二丁目、同区有明二丁目及び同区有明三丁目

(十二) 東京都立有明北緑道公園

東京都江東区有明一丁目及び同区有明二丁目  
二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
東京臨海副都心グループ 東京都江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内

- 三 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。  
令和八年四月一日

- 一 公の施設の名称及び所在地  
東京都知事 小池 百合子
  - 東京都立葛西海浜公園 東京都江戸川区臨海町六丁目及び同所地先
  - 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
葛西海浜公園パートナーズ 東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内
  - 三 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで
- 東京都告示第四百五十一号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。  
令和八年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 二見漁港棧橋(1)

東京都小笠原村父島字奥村

(二) 二見漁港棧橋(2)

東京都小笠原村父島字奥村

(三) 二見漁港船揚場(1号)

東京都小笠原村父島字奥村

(四) 二見漁港船揚場(1号その2)

東京都小笠原村父島字奥村

(五) 二見漁港船揚場(2号)

東京都小笠原村父島字奥村

(六) 二見漁港護岸(保安署横)前面泊地

東京都小笠原村父島字清瀬

(七) 二見漁港護岸(赤間裏)前面泊地

東京都小笠原村父島字奥村

(八) 二見漁港護岸(野積場前)前面泊地

東京都小笠原村父島字奥村

(九) 二見漁港中央防波堤内側泊地

東京都小笠原村父島字奥村

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

小笠原島漁業協同組合 東京都小笠原村父島字奥村

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都八丈島空港 東京都八丈町大賀郷

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

八丈島空港ターミナルビル株式会社 東京都八丈島八丈町大賀郷二千八百三十九番地二

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

